

子ども達のより良い学びのために

10月1日に公表された 滋賀県立高等学校再編計画（案）に関する要望書を提出しました

県教育委員会は、10月1日に「滋賀県立高等学校再編計画（案）」を発表しました。

これは、昨年7月に唐突に発表された再編計画（原案）を、市が設置した「長浜の未来を拓く教育検討委員会」が行った提言の内容や、市民をはじめとする地域の切実な声を踏まえて検討のうえ、見直されたものです。

しかし、「地域の総意」として取りまとめられた提言内容が十分に盛り込まれていない部分もいくつかあり、また今回の再編計画（案）に対して市民からは不安や不満、疑問の声が多数寄せられていることなどから、市では、11月27日に県知事と県教育長にあてて、再検討を求める要望書を提出しました。要望の主な内容は次のとおりです。

I 基本的かつ全県的課題の解決に向けた要望事項

1. 長浜の未来を拓く教育検討委員会の提言の確実な実施
2. 県民本位の視点にたった対話による計画策定
3. 安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備
4. 福祉分野の人材育成に向けた継続した取組
5. 特別支援教育の充実



▲市PTA連絡協議会主催の県教育委員会との意見交換会（11月9日開催）率直な不安や疑問、要望など様々な意見が出ました。

II 湖北地域における県立高校のあり方に関する要望事項

1. 魅力的で活力あふれる新校の設置
2. 長浜農業高校の定数確保および教育内容の充実
3. 長浜北星高校および長浜高等養護学校の教育環境の充実
4. 中高一貫教育校の確実な実施

※上記の要望書や第一次提言書・第二次提言書、また、これまでの委員会資料、議事録は市ホームページに掲載しています。

高校再編や人材育成などに関する意見は、メールまたは書面にてお寄せください。

☎企画政策課（☎65-6505 Eメールkikaku@city.nagahama.lg.jp）

国民年金保険料は 全額社会保険料控除の対象になります！

国民年金保険料は、年末調整や確定申告などの所得の申告の際、納付された保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

平成24年分の所得から控除されるのは、平成24年1月1日から平成24年12月31日までに納付された保険料です。過去の納め忘れの保険料を納付した場合や、家族の保険料を納付した場合も社会保険料控除の対象になります。

納め忘れがないか、今一度確認ください。



☎彦根年金事務所国民年金課（☎0749-23-1114）

市政の動き (10月16日～11月15日)

ここでは、「クリーン、わかりやすい、開かれた市政」の確立のため、市民の皆さんに市役所内で「どのような会議」が開催され、「どのような結果」になったかを概略でお知らせします。

10/16(水)

平成24年度第1回長浜市防災会議

【内容】①長浜市地域防災計画の修正方針について②長浜市地域防災計画の修正スケジュールについて
【結果】①②について原案のとおり承認しました。
【担当課】防災危機管理課（☎65-6555）

10/17(木)

平成24年度第2回長浜市男女共同参画を進めるパートナーシップ委員会

【内容】長浜市男女共同参画行動計画改定素案について
【結果】事務局からの説明の後、質疑応答および意見交換を行いました。
【担当課】人権施策推進課（☎65-6560）

10/23(水)

平成24年度第3回長浜市指定管理者選定委員会

【内容】指定管理者候補の審査について
【結果】長浜鉄道スクエア、湖北公民館・湖北文化ホール指定管理者候補の審査を行いました。
【担当課】人事課経営企画室（☎65-6702）

10/24(木)

平成24年度第1回長浜市都市計画審議会

【内容】①諮問第24-1号 彦根長浜都市計画第一種市街地再開発事業の決定について②長浜市都市計画マスタープランの改定（素案）について
【結果】①について慎重に審議した結果、原案に同意する旨を市長へ答申しました。②について事務局が報告を行いました。
【担当課】都市計画課（☎65-6562）

10/25(木)

平成24年度第5回長浜市農業集落排水事業運営協議会

【内容】長浜市農業集落排水処理施設使用料の改定について
【結果】中期経営計画の内容等を踏まえ、公平性の観点から適正化を図るべきと判断し、答申書をまとめました。
【担当課】上下水道課（☎65-1600）

10/29(月)

平成24年度第3回長浜市国民健康保険運営協議会

【内容】平成23年度長浜市国民健康保険歳入歳出決算について
【結果】事務局からの説明・質疑応答の後、了承しました。
【担当課】保険医療課（☎65-6527）



※詳しくは、市ホームページ（<http://www.city.nagahama.shiga.jp>）をご覧ください。



製造事業所の皆さん

工業統計調査にご協力ください

経済産業省では12月31日を基準日として、工業統計調査を実施します。

この調査は、製造業を営む事業所を対象として、その活動実態を明らかにすることを目的としています。調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として利用されるとともに、企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されます。

12月から平成25年1月にかけて、身分証を携帯した調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。提出していただく調査票の中身については、統計法に基づき秘密が厳守されます。

経済産業省ホームページ <http://www.meti.go.jp/statistics/>

☎総務課（☎65-6503）